

# 寄附金で公益的な活動を行う団体を応援しましょう

(寄附金に対する税額控除制度が導入されました)

公益的な活動を行う団体のうち、大阪府が指定した団体（※1,2）に対する寄附金について、個人府民税・市民税の所得割の税額控除が受けられる市民公益税制が導入されました。（市民税については、大阪府が指定した団体の内、市内に事務所または事業所があるものに限りです。）

この制度が活用されることにより、市民協働のパートナーである公益的な団体の寄附金収入が拡大し、団体の自主財源の確保、東大阪市内の地域活動の活性化につながることを期待されます。

## ※1 対象となる団体

地方税法第37条の2第1項第3号に規定される、認定NPO法人・社会福祉法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人など、住民の福祉の増進に寄与する寄附金で、大阪府から指定を受けているもの。

## ※2 団体が指定を受けるには、大阪府への申請が必要です。（東大阪市への申請は不要です）

## ※3 認定NPO法人、学校法人について、所得税の控除対象となった以降から、個人府民税・市民税の税額控除の対象となります。

## 税額控除について

指定団体に寄附をされた方が税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

控除額 = (支出した寄附金の額 (総所得金額等の30%が限度) - 2千円) × 10%

(府民税4%・市民税6%)

## 税額控除を受けられる寄附先について

大阪府が指定した法人については、大阪府ホームページで確認することができます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/3goutop.html>)

 大阪府 市民公益税制 検索

(東大阪市民税の税額控除の対象となるのは、大阪府が指定した法人の内、東大阪市内に事務所又は事業所があるものに限りです。)

## 団体が指定を受けるためには

大阪府において団体等が指定を受けるためには、大阪府知事に対して申請が必要です。（東大阪市への申請は不要。）

申請の方法や必要な書類等については、上記の大阪府ホームページをご参照ください。

## 寄附の方が税額控除を受けるには

税額控除を受けるには、最寄りの税務署に確定申告（この申告は住民税の申告を兼ねたものとなります。）を行う必要があります。

① 寄附をした団体から、必ず寄附金受領証明書（領収書）を受け取ってください。

受け取った証明書は、控除を受けるための大切な書類です。

寄附金受領証明書は、確定申告の際に添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

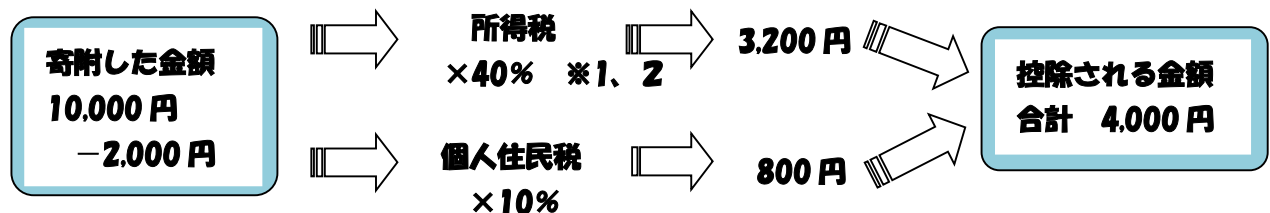
② 毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年2月16日～3月15日までに税務署に確定申告を行ってください。

確定申告の方法や様式については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

住民税の控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、東大阪市に申告を行うこともできます。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

### ＝例＝

大阪府の指定を受けた認定NPO法人に、1万円寄附をすると・・・



（府民税4%・市民税6%）

※1 所得税において、税額控除を選択した場合（認定NPO法人への寄附については、所得控除か税額控除かを選択できます。）

※2 所得税の税額控除の対象となる団体については、一定の要件を満たすものに限られます。

## 問合せ先

東大阪市 市民生活部 地域活動支援室

TEL：06-4309-3161 FAX：06-4309-3812

